

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

(1) 災害対策基本法の一部改正

① 避難行動要支援者名簿の作成【平成26年4月1日施行予定】

市町村長は、高齢者、障害者その他の災害発生時に自ら適切に避難行動をとることが困難な者の名簿を作成し、これらの者に対する避難支援に必要な範囲で、消防機関等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供するものとする。

② 国による応急措置の代行【施行済（平成25年6月21日施行）】

被災市町村及びこれを包括する被災都道府県が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国が当該市町村が行うべき一定の応急措置を代行しなければならないこととする。

③ 指定緊急避難場所及び指定避難所【平成26年4月1日施行予定】

- ・ 市町村長は、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないこととする。
- ・ 市町村長は、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないこととする。
- ・ 指定緊急避難場所（指定避難所）の管理者は、当該指定緊急避難場所（指定避難所）を廃止し、又は改築その他の事由によりその現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならないこととする。

(2) 災害救助法の一部改正【平成25年10月1日施行予定】

① 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、被災都道府県に対して他の都道府県が救助の応援を行ったときは、国は、一時的に被災都道府県に代わって応援に要した費用を弁済することができることとする。

② 都道府県知事に対する救助の応援の指示等について厚生労働大臣から内閣総理大臣への権限の移管を行う。

(3) 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正【平成25年10月1日施行予定】

災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管する。

(4) その他関係法律の一部改正